

国保の届出を忘れずに！！

こんなときは14日以内に届出をしましょう

届出をしないと医療費が全額自己負担になったり、届出が遅れた分の国保税も納めなくてはなりません。

国保に加入するとき	届出に必要なもの	国保をやめるとき	届出に必要なもの
他の市区町村から転入したとき	他の市区町村の転出証明書	他の市区町村に転出するとき	保険証
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険証の両方
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険証の両方
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	国保の被保険者が死亡したとき	保険証

問合せ 保健衛生課・国保担当 ☎ 8 2 - 1 7 7 7

こども医療費窓口払い廃止 および対象年齢拡大のお知らせ

4月1日から、比企管内の協定医療機関で受診した場合は医療費の窓口払いが廃止されるとともに、こども医療費の支給対象を中学3年生まで拡大します。

* こども医療費受給対象の方には、3月下旬に「東秩父村こども医療費受給資格証」を郵送します。「こども医療費受給資格登録申請書兼受給者台帳」を同封しますので記入、押印し、お子様の加入保険証の写しとともに住民福祉課へ提出してください。（今まで受給されていた方でも、振込口座および保険証の確認をしますので、必ず記入、添付し提出をお願いします。）

* 4月28日（木）までにご提出をお願いします。

問合せ 住民福祉課 ☎ 8 2 - 1 2 2 1

3月1日より「フレッツ光ネクスト」 サービス提供開始

地域情報通信基盤整備事業による光ファイバー整備工事が、村民の皆さまのご協力により2月末をもって完了しました。事業費は約1億7,400万円、光ファイバーケーブルの総延長は68,435mです。

この事業は公設民営方式で実施するため、村所有の光ファイバー設備を通信事業者であるNTT東日本へ貸し出し、この光ファイバー網を利用して、NTT東日本が光ブロードバンド「フレッツ光ネクスト」のサービスを提供開始日は3月1日です。

高度情報化社会を迎えた今日、光インターネットは、都市と農村の情報格差の解消を図るうえで必要不可欠な手段となっています。この機会により多くの皆さまに「フレッツ光ネクスト」をご利用いただきますようお願いいたします。 問合せ 総務課 ☎ 8 2 - 1 2 2 6

所得税と消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに！

平成22年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、平成23年3月15日（火）までです。また、平成22年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告は、平成23年3月31日（木）が申告・納付の期限となっています。

●納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税と消費税および地方消費税の納期限および振替日は、次のとおりです。

◆所得税◆
・納期限…平成23年3月15日（火）
・振替日…平成23年4月22日（金）

◆消費税および地方消費税◆
・納期限…平成23年3月31日（木）
・振替日…平成23年4月27日（水）

※納税には便利で確実な振替納税をご利用ください。

地上デジタル放送視聴のための 低所得世帯支援の拡大について

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない「NHK放送受信料全額免除世帯」に対する支援を行っています。

今回、その支援の対象に「市町村民税非課税世帯」を加えることとなりました。具体的には、まだ地上デジタル放送に対応できていない「世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯」に、簡易なチューナー（1台）を無償で給付（配送）します。

詳しくは、総務省 地デジチューナー支援実施センター（0570-023724）へお問い合わせください。

●NHK放送受信料全額免除世帯への支援の問合せは総務省 地デジチューナー支援実施センター

（0570-033840）まで